ロ　厚生年金基金から厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十六条の四第三項（年金給付等積立金の運用に関する基本方針等）の規定により同項に規定する事項を示されたときに、当該厚生年金基金に対して、その示されたところに従って特別勘定に属する財産の運用を行うことによる利益の見込み及び損失の可能性について、当該厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び保険契約を締結する目的に照らして適切に説明を行うことを確保するための措置

ハ　特別勘定に属する財産の運用に関して、厚生年金基金に対し、将来における金額が不確実な事項について、断定的判断を示さず、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げないことを確保するための措置

第五十三条に次の一項を加える。

5　第一項第七号の「対象期間」とは、直前の基準日（運用報告書の作成の基準とした日をいう。以下この項及び次条において同じ。）の翌日（当該運用報告書が初めて作成するものである場合にあっては、特別勘定に属する財産の運用を開始した日）から当該書面の基準日までの期間をいう。

第五十三条の二を第五十三条の二の二とし、第五十三条の次に次の一条を加える。

（運用報告書の記載事項）

第五十三条の二　運用報告書（法第百十八条第一項に規定する運用実績連動型保険契約に係るものに限る。以下この条において同じ。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、第二号、第三号及び第六号並びに次項各号に掲げる事項については、保険契約者が特定投資家である場合は、この限りでない。

一　当該運用報告書の対象期間（前条第五項に規定する対象期間をいう。以下この条において同じ。）

二　当該運用報告書の対象期間における特別勘定に属する財産の運用の経過（当該財産の額の主要な変動の要因を含む。）

三　特別勘定に属する財産の運用状況の推移

四　当該運用報告書の対象期間における特別勘定に属する財産の運用方針及び当該運用方針に従った投資が行われたかについての分析に関する事項

五　当該運用報告書の基準日の翌日以後における運用方針

六　当該保険会社がその財務又は業務（運用実績連動型保険契約に係るものに限る。）に関する外部監査を受けている場合において、当該運用報告書の対象期間において当該外部監査に係る報告を受けたときは、当該外部監査を行った者の氏名又は名称並びに当該外部監査の対象及び結果の概要

2　基準日における特別勘定に属する財産に対象有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第九十六条第四項に規定する対象有価証券をいう。第二百三十四条の二十四第一項第十五号において同じ。）が含まれているときにおける運用報告書には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当該運用報告書の交付前一年以内に当該保険契約の相手方に対し交付した当該保険契約に係る契約締結前交付書面（法第三百条の二において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面をいう。）若しくは契約変更書面（当該保険契約の一部の変更に伴い当該契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合において、当該変更すべき記載事項を記載した書面をいう。）又は運用報告書に次に掲げる事項の全てが記載されている場合は、この限りでない。

一　当該対象有価証券の名称、当該対象有価証券の価額の算出方法並びに当該対象有価証券に係る権利を有する者に当該価額を報告する頻度及び方法に関する事項

二　当該対象有価証券の発行者、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下この号及び第四号において「ファンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者並びにファンド資産の運用及び保管に係る業務以外の前号に掲げる事項（同号に規定する価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に限る。）に係る重要な業務に係る事務を行う者（次号において「ファンド関係者」という。）の商号又は名称、住所又は所在地及びそれらの者の役割分担に関する事項

三　当該保険会社とファンド関係者との間の資本関係及び人的関係

四　ファンド資産に係る外部監査の有無及び当該外部監査を受ける場合には当該外部監査を行う者の氏名又は名称

第八十三条第一号イ中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削る。

第百六十条中「第七十四条第一号イ及び第三号」を「法第百条の二」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の二」と、同項第一号から第六号まで中「第七十四条第一号イ及び第三号」に改め、「とあるのは「保険契約」と」の下に「、同項第七号中「第七十四条」とあるのは「第百五十三条」と」を、「第五十三条の二中」の下に「法第百十八条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百十八条」と、「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十三条の二の二中」を加える。

第二百三十四条の二十四第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　当該特定保険契約が法第百十八条第一項に規定する運用実績連動型保険契約である場合にあっては、次に掲げる事項

イ　運用の基本方針

ロ　当該特定保険契約を締結する保険会社等若しくは外国保険会社等の財務又は業務（運用実績連動型保険契約に係るものに限る。）に関する外部監査の有無並びに当該外部監査を受けている場合にあっては、当該外部監査を行った者の氏名又は名称並びに当該外部監査の対象及び結果の概要

第二百三十四条の二十四第一項に次の一号を加える。

十五　第九号の二の特定保険契約が、当該特定保険契約の締結後に当該特定保険契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券を投資の対象とする方針であるときにおける準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前各号に掲げる事項のほか、第五十三条の二第二項各号に掲げる事項とする。

第二百三十四条の二十五第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　当該特定保険契約が法第百十八条第一項に規定する運用実績連動型保険契約である場合にあっては、運用報告書を交付する頻度

（信託業法施行規則の一部改正）

第四条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二十三第一項に次のただし書を加える。

ただし、第一号の二及び第十二号並びに第三項各号に掲げる事項については、当該契約締結前交付書面が委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者（委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者が令第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理又は処分が行われる信託に係るものである場合は、この限りでない。

第三十条の二十三第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　信託の目的の概要

第三十条の二十三第一項に次の一号を加える。

十二　当該信託会社の業務又は財務に関する外部監査の有無並びに当該外部監査を受けている場合にあっては、当該外部監査を行った者の氏名又は名称並びに当該外部監査の対象及び結果の概要